

## 緊急雇用対策本部の設置について

平成21年10月16日  
閣議決定  
平成22年1月8日  
平成22年10月8日  
一部改正

1. 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、政府一体となって雇用対策に取り組むため、内閣に緊急雇用対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

本部長代行 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、国家戦略担当大臣

副本部長 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

本部員 他のすべての国務大臣

3. 本部に次の事務局を置く。

事務局長 本部長が指名する厚生労働副大臣

事務局長代理 本部長が指名する内閣府大臣政務官

事務局員 各省大臣が指名する副大臣又は大臣政務官

4. 本部の庶務は、内閣府の助け及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。